

令和7年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和7年8月25日(月)

## 令和7年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年8月25日(月)	開催場所	上里町役場4階 協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時		
議長	坂本 俊雄	議事参与者	小林 進、関口 博孝		
出席した事務局職員	事務局長：間々田 亮 事務局：大塚 義晴、長谷川美雪 農業振興係長 相川憲一		書記	事務局 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	×	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>事務局 長</p>	<p>ただいま農業委員の出席委員は10名、推進委員13名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号10番 中久木 大祐 委員 議席番号11番 小暮 辰雄 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番及び2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 桶川市○○○○△△△ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は畑、面積は408㎡、居住地から2,730mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積309,100㎡、うち自作が193,636㎡。借受地は115,464㎡、貸付地、不耕作地はありません。従業者数は9名、機械につきましてはトラクター8台、コンバイン1台、田植機1台、葱栽培管理機10台所有しております。作付けは米麦、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は60歳の兼業農家の方です。該当地は以前から管理していた農地に隣接しているため、集約し、経営規模を拡大するため申請となりました。</p> <p>2番、譲受人は1番と同じ 上里町○○○△△△△ ○○○○氏です。譲渡人は東京都○○△△△○○ ○○○○氏です。土地の所在は2筆ありまして、1筆目は大字○○○○○△△△△ 地目は田、面積は897</p>

		<p>m<sup>2</sup>、居住地から2, 850 mです。2筆目は上里町〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は445 m<sup>2</sup>です。2筆とも農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項については1番の案件と同じですので割愛させていただきます。現在賃借している農地を買い受けて、経営規模を拡大するため申請となりました。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	松本 康男委員	<p>1番 問題ありません。</p>
	松本 康男委員	<p>2番—1 問題ありません。</p>
	飯塚 昭委員	<p>2番—2 問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>



		<p>近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p> <p>5番ですが、賃借人 本庄市〇〇〇〇△△△ (株)〇〇〇〇 賃貸人 上里町〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏 外6名です。土地の所在は大字〇〇〇〇 △△△ 外6筆 面積は合わせて11,382.91㎡になります。地目は田と畑、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は表土置場による一時転用でございます。形態は新設、申請地は農振農用地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。</p>
	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	山下 登委員	1番について 問題ありません。
	坂本 茂委員	2番について 問題ありません。
	松本 康男委員	3番について 問題ありません。
	清水 忠之委員	4番・5番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	木村 隆之委員	3番の砂利採取について、搬入路はどれを使うのですか。東西の町道を使うのであれば、町の道路占用の許可を取ってあるのでしょうか。

	事務局	木村委員のご質問にお答えします。こちらにつきましては、(株)〇〇〇〇に道路占用の有無について確認したところ、真ん中の道路を通り北から南に搬出路を持っていく形になるのですが、鉄板等につきましては、今のところ、道路上には置く予定はないという回答を得ました。今後必要になってきた際に、改めて行う予定という回答でした。
	坂本 茂委員	2番についてですが、会社名が二つあると聞いて驚きました。私は(株)〇〇〇〇と思っていたのですが、(株)〇〇〇〇と(株)●●●●は資本関係で親子ということですが、わかる範囲で教えてください。
	事務局	こちらの相談の際の内容ですので、申請書には載っていない部分です。一つの会社を家族で経営している中で、先代の社長が亡くなった際、持ち株会社という形で整理をされて、今はその作業を行っている最中というお話でした。(株)〇〇〇〇が親会社として、その下に(株)●●●●が存在しており、親会社が財産を管理するようにやっていきたいというお話でした。今回の土地の方でも、(株)〇〇〇〇の土地と(株)●●●●の土地が混在しています。その辺を整理していく中で、親会社としての(株)〇〇〇〇で統一をしていきたいという申請でした。
	坂本 茂委員	わかりました。もう1つ質問します。砂利採取の関係ですが、昔は一反100万円と聞いてましたが、最近は何が上がっているのか、今の取引相場は大体いくらくらいですか。
	事務局	資料を確認しましたが、最終補償費が、一反100万円、表土置場、搬出入路は一反10万円です。
	議長	他にございませんか。
	柴崎久男委員	本日現地を見させていただきましたが、〇〇地区の砂利採取の現場は、まだ砂利採取が終わってないようです。また、〇〇地区の砂利採取については、かなり表土が積んでありましたが、そこも(株)〇〇〇〇なので2ヶ所ですので、今回申請が上がってきましたが、申請されたから、すぐ受けるのはどうかと思うのですが、内規や決まり、業者との取り決めはないと思いますが、事務局ではどのように考えているのですか。

	<p>事務局</p> <p>柴崎久男委員</p> <p>事務局</p>	<p>一般的な決まりという形になりますと、農地法以外に砂利採取法がございまして、砂利採取法で申請できるようとなっております。その中で、他の場所を延長してまだ終わらないのに、次の申請を出すという部分が気になるということだと思います。その件につきましては、会長からもご意見いただきまして、延長を見込んでいる申請はお受けできないので、その延長が見込まれる可能性があるのか、周辺に説明してるかどうかということを確認していきたいと考えております。今回のところにつきましても、先ほど確認させていただきまして、延長の可能性を見込んでいます。それを含めた上で、土地所有者に説明をしているという回答を得ました。</p> <p>延長して、まだ掘るのでしょうから、4番、5番の申請が出てきた時点で、もう少し緻密な相談をした方が良いのではないのでしょうか。農業委員会で審査すれば、みんな承認となるのだから、申請が出たから、農業委員会に諮りますというのはいかがでしょうか。2ヶ所掘っているのに、出てきたからすぐOKしますよということではなく、もう少し整理すれば全部わかるはずです。</p> <p>原則になりますが、申請を受けたからには、審議をしなければならないというのは当然でございます。書類が不足している、ここの部分の確認が取れていない、だから取り下げてくださいといったお話はできますが、他のところは終わっていないから、この場所はできないという話については、農業委員会としてお話できることではないと考えております。その中で、資金計画の部分で資金がちゃんとしてない等があれば話は別だと思いますが、今回資金計画も添付されており、資金的にもできている中で、他が終わっていないから、受けないという事ではなく、我々が指導すべき話は、申請期限が切れるから、早く完了させてください等、そういう事だと思うのです。終わった場所はきちんと農地に復元してくださいという事を、話していくべきだと考えております。そういう点では、区長さんからもお話をいただき、北部環境管理事務所の方とお話してるところもございまして。終了した所は速やかに農地に復元していただいて、次の方に移っていただくということが我々のお話する内容かと思っております。また、終わらなくて、半年延長というのは制度上できません。</p>
--	-------------------------------------	---

日程第4 議案第26号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案)について	柴崎久男委員	延長は、この会議には出ないんですよ。
	事務局	5条の変更は毎回出ております。期間延長ということで、確か昨年も農業委員会にかけています。農業委員会でいただいた意見を上げていくという形になります。一般的な農地転用の中で信頼条件が欠如している場合には農地転用の許可を止める場合があります。最近でも砂利採取ではないですが、完了報告がでていないので、あなたの会社は受けませんという対応をやってる場所がありますので、県の決定案件ですので、県と相談していく中で、そういう対応をするという可能性はございます。我々だけで決められなくて、決定権者の権限がありますので、こういう状況ですという形で相談した中で、止める可能性はございます。ただ、ここはそういう話までできていないので、農業委員会でこのような話があったという事を、機会を設けて、北部環境管理事務所と県の方に伝えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。
	議長	他にございますか。
	柴崎委員	質疑がないようですので、採決をしたいと思います、ご異議ございませんか。
	議長	ご異議なしと認め、これより採決に入ります。
	議長	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について1番から5番を申請通り許可相当することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	議長	挙手全員でありますので、申請通り許可相当とすることに決定します。
議長	つきましては、日程第4 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について提案します。なお、小林進委員、関口博孝委員につきましては、議案の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席をお願いします。	

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>～委員退席～</p> <p>それでは事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)につきましてご説明させていただきます。この議案は中間管理事業により、地権者から埼玉県農林公社を經由して耕作者へ農地が貸借される、別紙農用地利用集積等促進計画案について農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>町の利用権の期間満了となった農地や耕作者が変更となる農地を、今年の11月1日から貸し付ける計画です。初めに133番の耕作者〇〇さんより貸借のキャンセルがありましたので、削除をお願いいたします。こちらの農地は、今まで△△さんが耕作されていましたが、〇〇さんが耕作をするという申し出があり、担い手変更をする予定でしたが、〇〇さんよりキャンセルの申し出がありましたので、引き続き△△さんをお願いしてあります。内容につきましては、163番までが一般の貸借になります。164番からは期間借地となっております。左側から現在の地権者、権利設定を行う土地、左の土地について今まで農地中間管理機構から借りている方の名前の順になります。この欄に名前がある農地については、耕作者が変更となるものです。その次に設定する権利ということで、賃貸借なのか使用貸借なのか、貸借の期間と金額が順番に載せてあります。備考欄に期間借地ありと載せてあるものにつきましては164ページ以降の期間借地に計上の農地です。今回は令和7年11月1日からの契約です。新規の契約は10年間、耕作者変更につきましては、契約している期間の残存期間までとなります。新規の134番から136番の〇〇さんは、外国籍の方で、今まで県外で農業をやっていましたが、2年前に上里に転入されたので、上里でも農業をやりたいということで、土地を借りまして、なす等の野菜を作るということです。</p> <p>一般の貸借については合計で162筆、228,450㎡、期間借地は39筆、77,362㎡です。164番からの期間借地につきましては、耕作者がひびきの農産の耕作員になっている方の場合、ひびきの農産に農地を貸した形で麦を出荷するという形になりますので、全て載せています。</p> <p>農林公社を經由した貸借については、農業委員会の意見書を提出し、県が公告し、認可される流れになります。よろしくお願いいたします。</p>
--	----------------------	--

	議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、異議のある方は挙手をお願いします。
	中久木大祐委員	先ほどお話いただいた外国籍の新規の方は新規就農という形ですか。
	事 務 局	広い意味では新規就農ですが、新規参入の部類に入ると思います。
	坂本 茂委員	若い方で新規就農される方は、農業政策の上で、資金面とか、補助があるじゃないですか。このような海外の方も新規就農をすると、制度として資金的な制度は、日本人と同じですか。
	事 務 局	担当が農政担当になるのですが、新規就農で45歳までの方が申請されるものについては、外国の方でも大丈夫だということです。この方については様子を見ながら耕作していただく状態であります。
	中久木大祐委員	一般的に考えて、新規だと、機械など色々な面で、制度がないと厳しいですよ。
	事 務 局	ご本人からの相談があった場合に、そういうことが進んでいくんですが、とりあえずこの方は、小さく土地を借りて1人でやっていくということなので、今後相談をされるかもしれませんが、お試しの状態なのかなというところであります。
	議 長	他にございませんか。
	金井 栄委員	借賃欄にところどころ0円が入っている農地がありますが、それは先月、中間管理機構の担当の方が来られた際に、今は逆に、耕作者にお金を払って、管理してもらおうという話もありますという話をされてましたが、賃料が0円というのは、地権者と耕作者の話し合いの中で合意されて、そういう形になっているのですか。
	事 務 局	農林公社に農地を貸す場合、必ず耕作者がいないと、公社では借りてはくれませんが、申請のときに、こ

		<p>の土地は使用貸借で貸借したいと申し出いただきますと、賃料なしの契約になります。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。</p>
	坂本 茂委員	<p>先ほどの、〇〇さんの話と関連してお聞きしたいのですが、賃貸借の設定は農業者と言う事で借りるわけですが、そうすると、次は農地法 3 条の所有権移転も許可がでるのかと思うのですが、農地もだんだん、国際化になるのかなと思うので、その辺のところ参考までにお聞きしたいと思います。</p>
	事 務 局	<p>この方がすぐにとということではないとは思いますが、やはり何年か実績を積んで、機械を持っていて、農業をきちんとやってらっしゃるとなると、農地法で外国籍の方は駄目だよということがいえません。何ヶ月か前も、外国籍の方の議案を皆さんに承認いただきましたように、いずれは土地を買うことができます。</p>
	坂本 茂委員	<p>すぐではだめなんですか。</p>
	事 務 局	<p>五反要件が最近、廃止になりましたが、農業経営ができる面積を耕作しているか、作付品目や機械等を所有または借りることができるかということも見て、あまり少ない場合には少し実績を積んでいただければと思います。</p>
	議 長	<p>他にございませんか。</p>
	中久木大祐委員	<p>すいません。極端な話、外国の方が、面積をこなして、資金力があれば、すぐにでも農業法人が立ち上げられるということですかね。</p>
	事 務 局	<p>農地を買うことができる法人は、農地所有適格法人という法人になっておりまして、事業のうち、農業に関連する事業が過半ですとか、議決権の要件等、細かい決まりがあるので、全ての法人が農地所有適格法人になれるかという点と難しいかと思えます。そこをきちんと事務局でも見ていきたいと思えます。</p>

<p>日程第5 議案第27号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>	議 長	他にございませんか。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、これより採決に移ります。
	議 長	議案第26号 農地中間管理事業に関わる農地利用集積等促進計画（案）について、原案通り策定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので、原案の通り策定することに決定します。
	議 長	小林進委員、関口博孝委員の復席をお願いします。  ～委員復席～
	議 長 農業振興係長	議案第27号 上里農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明を求めます。  案件に入ります前に、今回の協議を行う理由について、ご説明させていただきます。農振除外の実施におきましては、町の農業振興地域整備計画を変更する必要がある、計画変更の手続きの中で、関係機関への意見聴取が含まれております。これは農業振興地域の整備に関する法律の施行規則第3条の2において、市町村長は、農業振興地域整備計画の変更をするときは、農業委員会の意見を聞くものとする定められているためです。委員の皆様におきましては、発言や議論をお願いするところではございますが、最終的に農業委員会としてまとめられたご意見について、農地の利用関係の調整や、農地の構造政策の論点から、このたびの農業振興地域整備計画の変更案について、支障のある、なし等に関して、ご意見を賜りますようお願いいたします。最初に農業振興地域からの除外の手続きの概要についてご説明させていただきます。農業地域の

農地と呼ばれている農地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、以下農振法と言わせていただきます。こちらに基づきまして、農業以外の利用は厳しく制限されています。ただし、事業計画が農振法の6要件の基準等を満たす場合に限り、農振農用地からの除外について、可能性が出てきます。これは、農振法の第13条2項に基づき、6つの要件を全て満たす場合は除外ができるという、法的根拠に基づいた処理になります。最初に農用地区域からの除外手続きの概要についてご説明いたします。6つの要件については、1号、変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないと認められること。2号、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3号、農用地の集団化・農作業の効率化、そのほか土地利用上の効率・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。4号、効率的・安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。5号、農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。6号、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。これらの要件をすべて満たす必要があります。次に提出されている案件について、ご説明いたします。

1番、計画者は上里町〇〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏、場所は上里町大字〇〇〇△△△ 地目は田、現況宅地、面積は82㎡。除外理由は敷地拡張です。該当の農地は、平成25年の土地改良事業において、換地した経緯があり、住宅敷地と用悪水路に挟まれた農地になっております。土地改良事業完了後、8年以上経過したことにより、自己の住宅敷地内に物置を設置したいが、敷地が手狭であるため、隣地を敷地として拡張したいため申請となりました。1号要件の代替性についてですが、住宅の敷地拡張を理由とした申し出であり、該当の農地は事業計画者の住宅に接しているため、替えの利かない土地であると判断いたしました。2号要件の地域計画の達成への支障についてですが、該当の農地については、地域計画に位置付けられていない農地であるため、地域計画の達成に支障をおよぼす恐れはないと判断いたしました。続いて、3号要件の農用地の集団化・農作業の効率化等の農地利用の支障についてですが、住宅敷地と用水路に挟まれた農地であるため、除外による土地利用上の効率・総合的な利用に対して影響をおよぼす恐れはないと判断いたしました。続いて、4号要件の効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障について、住宅敷地と用悪水路に挟まれた土地であり、農用地の利用の集積へ支障をおよぼす恐れはないと判断しました。次に5号要件の農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能への支障について、農道・農業用排水施設等の機能への影響をおよぼす恐れはないと判断しました。最後に6号要件の土地基盤整備事業の完

		<p>了後 8 年経過についてですが、土地改良事業完了より 8 年経過しているため、基準を満たしていると判断しました。以上により、これら 6 要件を全て満たしていると町では判断したため、案件 1 の敷地拡張に関する農振除外の申出について、除外を行っても問題は無いと判断いたしました。</p> <p>2 番、計画者は上里町〇〇〇〇△△△、〇〇〇〇株、該当地は上里町〇〇〇〇△△△、地目は登記地目、現況とも畑です。面積は 9 6 0 m<sup>2</sup>、申請理由は資材置場です。〇〇〇〇株は上里町に本社があり、建設業を運営している会社になります。こちらの会社では業績の向上に伴い、慢性的な資材置場の不足が生じており、砂、砂利、残土、廃材、コンクリート二次製品などを置ける資材置場として、1, 0 0 0 m<sup>2</sup>程度の資材置場の増設が求められております。また、近年の建築資材の高騰などから、建築資材の盗難被害を防止するため、資材置場の管理棟についても計画されておりました。今回選定された場所につきまして、事業の効率化の面から本社の 1 km 圏内で農業振興地域外の土地を 5 年以上前から探しておりますが、適した土地が見つからず困っていたところ、該当農地の話しがあり、隣接地の宅地には建物があり、こちらの建物については管理棟として活用できるため、資材置場としての利用について計画されることになりました。これらの経緯により、該当農地について資材置場として活用したいという事案になります。まず、1 号要件の代替性についてですが、該当農地は、事業計画者の本社から 1 km 圏内にあり、事業所が慢性的な資材置場の不足という問題を抱えているなかで、長年に渡り土地を探した結果、用意できた土地であること。また、隣接地の宅地にある建物について、建築資材の盗難防止の管理棟としての活用理由もあるため、ほかに変えることができない土地であると判断しました。2 号要件以下の地域計画の達成への支障についても、すべて満たしていると判断したため、資材置場に関する農振除外の申し出について、問題は無いと判断いたしました。以上で案件の説明を終わります。</p>
	議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	木村 隆之委員	2 番ですが、もう所有者の同意は得ているんでしょうか。
	農業振興係長	所有者につきましては〇〇〇〇様という方ですが、全て同意をいただいていると伺っております。

	議 長	他にございませんか。
	坂本 茂委員	1について、なぜここを農振地区にしたのか、逆に言うと、おかしいなと思うので、全然問題はないかなと思います。何故こんな細いところを農振地域に指定をしたのですか。
	小林 進委員	区画整備事業の中で、各地区から換地をするための役員が出てきてると思うんです。そのときの話し合いで、ここの部分を畑として換地しましょうという話があったのだと思います。そのときに地権者が、わかりましたという経緯で、このような状況になってるかと思えます。これに似たような案件は上里町内、色々な場所であるみたいですよ。区画整理事業での換地をする段階での問題点かと思えますので、土地改良の方に農業委員会からは、こういう事が今後ないようにしようというような話は持っていけると思うんですが、いかがでしょうか。
	坂本 茂委員	2番について、前の(株)△△△△の時と同じです。(株)△△△△の土地の地続きにある3反の農地を、農振除外したわけです。以前も言ったように、この1号をみると、変更に関わる土地を、農用地等以外、白地の用途に供すること、必要かつ適当であってとありますが、こんな言葉を使ってもわからない。これで担当者の思惑が入ってしまうんです。必要かつ適当って、2番は、自分の事務所から、1キロ圏内なら良いつて話なんです。他に代替地がないってことはないです。土地は近くにいっぱいあるわけです。交渉して買えるか、買えないかだけの話なんです。何故この土地なのか、なぜ必要かつ適当になるのですか。前も言いましたが、(株)△△△△は駐車場が必要だから、この青字を白地に変えてくれって言って。それは投票で負けたから文句を言わないが、あれは委員会としては認めましたが、個人的な見解とすると、あんなことは許せない。これもそうです。必要な土地が何故ここなのか。説明してください。
	農業振興係長	こちらの場所についてですが、〇〇〇〇(株)につきましては、5年以上前から慢性的に資材置場が不足しておりまして、業務の都合上、遠すぎると業務の効率化という点で問題がありまして、本社から1km以内で資材置場を探したいという考えがありました。色々探していましたが、適した土地が見つからず、今回やっとこの農地を譲ってもよいというお話があったため、およそ1, 000㎡位の土地で、なおかつ監視棟のある

	<p>坂本 茂委員</p> <p>事務局 長</p> <p>山下 登委員</p> <p>農業振興係長</p> <p>金井 栄委員</p>	<p>物件がやっと見つかったということで、除外申出が提出されたということです。</p> <p>非常にわかりやすい理由がついていますが、私の青地の畑もあの近くにあります。1 kmよりもっと近い場所に私の青地があるんです。私に言ってくれればどんどん売りました。だから、おかしいんです。普通は業者が買う場合、白地を見つけるんです。そこがおかしいんです。役場は人によっては絶対に認めないんだから。そういうことだから前回の(株)△△△△の際は簡単に認めるわけです。一般の人が言ったら、認めない。だから私はどうも納得がいかない。今回も、このまま通ってしまうとは思いますが、ひとこと言わないと気持ち収まらない。役場に対して、どこかに大きな力が入ってるのかなと疑う案件がいっぱいあります。私が農業委員にならなければ、こんなことに苦労や精神的な苦痛はなかったのですが、農業委員になったため、私はそういうことを考えるようになりました。1号を役場の勝手な解釈でやらないでください。今回は受けたのだから、いまさら駄目だっていうことは言えないと思いますが、役場の姿勢として、上里町のために、農家に対して平等に接してほしい。</p> <p>私も補足させていただきます。確かに坂本委員がおっしゃるように、6要件のうち、特に代替性がどうなんだというところは、本当に私達も悩むところでして、農地転用みたいに、きっちりと線が引ければ良いのですが。この代替性については、すごく悩んで考えていますので、今後も十分注意してやっていきたいと思っていますので、よろしく願います。ご意見ありがとうございました。</p> <p>2番の〇〇〇〇(株)さんは、リフォームの会社ですか。どんな業種ですか。それと、資材置場なのに管理棟が必要だと言ってますが、そんな重要な品物を管理しなきゃいけないんですか。例えばリフォーム会社なら、ゴミ捨て場になる可能性もありますし、廃材の置き場とか。実際はどんなものが置かれるのですか。</p> <p>〇〇〇〇(株)につきましては、建築業です。置くものは、砂や砂利、残土やコンクリート二次製品とお話は伺っております。</p> <p>実はこの該当地の建物につきましては、既にリフォームしたり、整備したりしてます。あの農地に関して</p>
--	--	--

		<p>は何年も前から耕作放棄地になっており、木が生えてたので、どのような形で綺麗になっていくのかと思っていました。元々あった建物をリフォームして、〇〇〇〇(株)の看板があるのですが、この事業計画の中でいくと、地図の斜線の部分を資材置場で使用したいということによろしいですか。</p>
	農業振興係長	<p>はい、斜線の農地を資材置場で使いたいという計画です。</p>
	金井 栄委員	<p>家の近くのため、よく通るのですが、斜線の部分の通りを50mほど行ったところに、元々〇〇〇〇(株)さんの資材置き場がありまして、そこに全部置いてあるわけです。重機なども置いてあるのですが、同じような用途で、その斜線部分も使うということですか。</p>
	農業振興係長	<p>金井委員の言っている場所は、写真の下の方の、道と道に囲まれているところです。ここも〇〇〇〇(株)の資材置場で、既に手狭というお話を受けております。工事が始まってしまうと、いっぱいどこも置くところがないという状況が続いていて、そのため今回、資材置き場を増設したいという計画で提出がされました。</p>
	金井 栄委員	<p>では、斜線部分が、除外になった段階で同じような資材置場として、使うと考えてよろしいですか。</p>
	農業振興係長	<p>この後、農地転用などの手続きを行った後に資材置場になります。</p>
	議 長	<p>他にございますか。</p>
	議 長	<p>質疑はないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、これより採決に移ります。</p>
	議 長	<p>議案第27号上里農業振興地域整備計画の変更について、農地の適正な利用に対して支障なしとすることに賛成委員の方は挙手をお願いします。</p>

	議 長	挙手全員でありますので、支障なしとすることに決定いたします。
	議 長	以上で本日用意しました議案審議を終了します。
	議 長	続きまして、その他として事務局よりお願いします。
[そ の 他]	事 務 局	<p>その他について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の定例総会について 令和7年9月25日(木)午後1時30分～ 上里町役場4階 協議会室</li> <li>・ 次期農業委員に伴う、女性委員の応募のご協力について</li> <li>・ 農業新聞への購読促進について</li> <li>・ 情報交換会について</li> </ul>
[閉 会]	会 長 代 理	以上ですべての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年8月25日

議 長

印

(中久木 大祐 委員)

署 名 人

印

(小暮 辰雄 委員)

署 名 人

印